

平成30年7月から

「視覚障害」に関する

ご注意ください

身体障害者手帳の認定基準が変わります

視覚障害の認定基準に関して、日本眼科医会、日本眼科学会等より、見直すべき点があるとの指摘がありました。

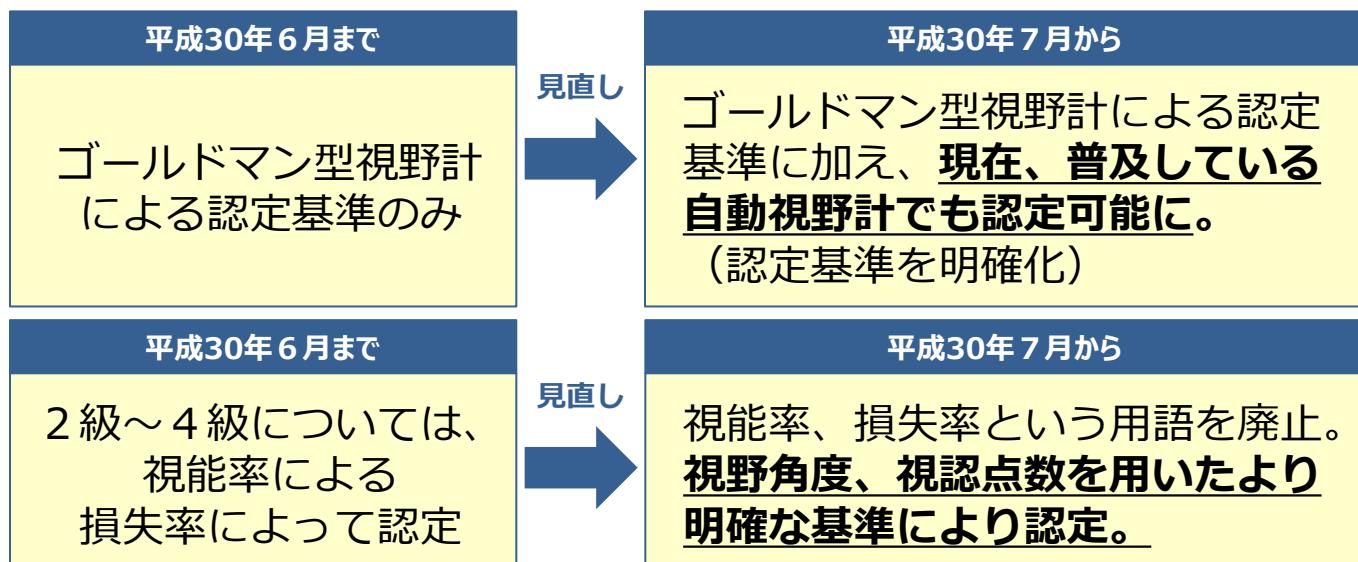
その指摘を受けて医学的見地から検討を行い、平成30年7月から身体障害者手帳の認定基準を、下記の通り見直すこととなりましたので、ご留意ください。

「視力障害」の認定基準について



※ 日常生活は両眼開放で行っている等の理由によって、上記のように判定方法を変更しました。

「視野障害」の認定基準について



平成30年7月1日以降に作成された診断書・意見書を添付した申請から新たな認定基準の対象になります。

裏面に認定基準の一覧を掲載していますので、ご参照ください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

視覚障害の 具体的な 認定基準

見直し



【平成30年7月～】

良い方の眼の視力

	0.1										0.2	5																			
	0.09										0.18	5	0.19	5																	
	0.08									0.16	5	0.17	5	0.18	5																
	0.07								0.14	5	0.15	5	0.16	5	0.17	5															
	0.06						0.12	4	0.13	5	0.14	5	0.15	5	0.16	5															
他方の眼の視力	0.05					0.1	4	0.11	4	0.12	5	0.13	5	0.14	5	0.15	5														
	0.04				0.08	3	0.09	4	0.1	4	0.11	4	0.12	5	0.13	5	0.14	5													
	0.03			0.06	3	0.07	3	0.08	4	0.09	4	0.1	4	0.11	4	0.12	5	0.13	5												
	0.02		0.04	2	0.05	3	0.06	3	0.07	3	0.08	4	0.09	4	0.1	4	0.11	4	0.12	5	0.22	6	0.32	6	0.42	6	0.52	6	0.62		
	0.01		0.02	2	0.03	2	0.04	2	0.05	3	0.06	3	0.07	3	0.08	4	0.09	4	0.1	4	0.11	4	0.21	6	0.31	6	0.41	6	0.51	6	0.61
	0	0	0.01	1	0.02	2	0.03	2	0.04	2	0.05	3	0.06	3	0.07	3	0.08	3	0.09	4	0.1	4	0.2	5	0.3	6	0.4	6	0.5	6	0.6
		0	0.01	0.01	0.02	0.02	0.03	0.03	0.04	0.04	0.05	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08	0.08	0.09	0.09	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6	

上段 視力の和

下段 | 等級

他
方

良い方の眼の視力

	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	I / 4 視標	I / 2 視標	両眼開放エスター・マン テスト視認点数	10-2 プログラム 両眼中心視野視認点数
2級		両眼中心視野角度 28 度以下		20 点以下
3級	周辺視野角度 の総和が 左右眼それぞれ 80 度以下	両眼中心視野角度 56 度以下	70 点以下	40 点以下
4級				
5級	両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損		100 点以下	
		両眼中心視野角度 56 度以下		40 点以下

ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

那覇市障がい福祉課給付1グループ

電話 098-862-3275 FAX 098-862-0621